

発注見通し（令和7年度）

沖縄県土木建築部中部土木事務所

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結する予定ですので、沖縄県財務規則第137条の3第1項の規定に基づき、次のとおり発注見通しを公表します。

公表日：令和7年7月16日

	契約担当班	区分	業務名称	契約内容	発注予定時期	履行期間（予定）
1	中部土木事務所庶務班 TEL：098-894-6510	役務	街路事業草刈清掃業務委託（R7-1）	街路事業道路予定地内の草刈、樹木（低木）の伐木業務	第2四半期	契約締結日の翌日 から 令和8年2月28日

公表日：令和7年7月16日

	契約担当班	区分	業務名称	契約内容	発注予定時期	履行期間（予定）
2	中部土木事務所庶務班 TEL：098-894-6510	役務	街路事業草刈清掃業務委託（R7-2）	街路事業道路予定地内の草刈、樹木（低木）の伐木業務	第2四半期	契約日の翌日 から 令和8年2月28日

契約締結予定の状況（令和7年度）

沖縄県土木建築部中部土木事務所

公表日：令和7年7月17日

	契約担当班	区分	業務名称	契約内容	契約締結予定日	履行期間 (予定)	契約相手方の決定方法及び選定基準	申請方法
1	中部土木事務所庶務班 TEL：098-894-6510	役務	街路事業草刈清掃業務委託 (R7-1)	街路事業道路予定地内の草刈、樹木 (低木)の伐木業務	令和7年7月28日	契約日の翌日 から 令和8年2月28日	【決定方法】 ①選定基準を満たしていること。 ②複数の団体から申請がある場合は、最も価格 の低い者と契約を締結する。 【選定基準】 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規 定する団体であること。 ②沖縄市近隣に拠点を有し、業務の円滑な履行が可 能であること。	見積書提出 (令和7年7月25日)

仕 様 書

業務名 : 街路事業草刈清掃業務委託 (R7-1)
業務位置 : 中部土木事務所管内
履行期間 : 契約締結日の翌日～令和8年2月28日

本委託業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務内容及び範囲

- (1) 街路事業予定地内の草刈、樹木（低木）の伐木業務
・別添「街路事業草刈清掃区域図」参照
- (2) 除草・伐木した雑木等、廃棄物の搬出处分
・作業により集めた雑木等、廃棄物は即日搬出すること。

2 作業の実施方法

- (1) 作業実施にあたっては、火災・盗難・その他の事故が発生することのないよう充分留意すること。
- (2) 作業員は業務（作業）に専念し必要以外の箇所に立ち入らないこと。

3 業務計画書の作成

受託者は、業務の実施にあたり、業務計画書を作成し提出しなければならない。

4 業務遂行状況の報告

受託者は、毎月、業務の遂行状況を取りまとめ報告しなければならない。

5 業務着手及び完了届けの提出

- ・受託者は本業務に着手したときは、速やかに「業務着手届」を提出するものとする。
- ・受託者は本業務に完了したときは、速やかに「業務完了届」を提出するものとする。

6 安全対策

- ・作業にあたっては法令遵守し、作業員や歩行者等の第三者への安全対策に万全を期すること。

7 積算について

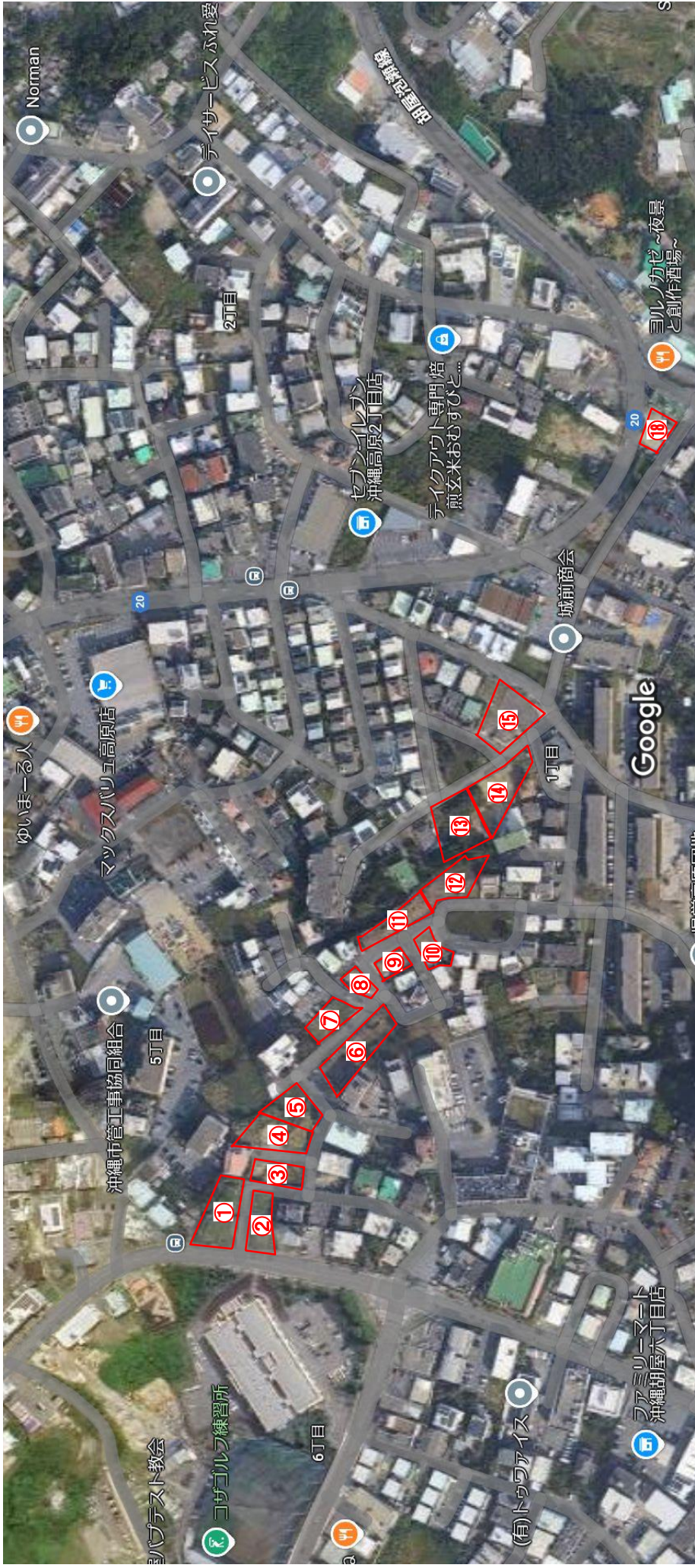
- ・刈草・伐木の処分の重量は、想定値のため実施に合わせ変更の対象とする。

8 その他

- ・この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定める。

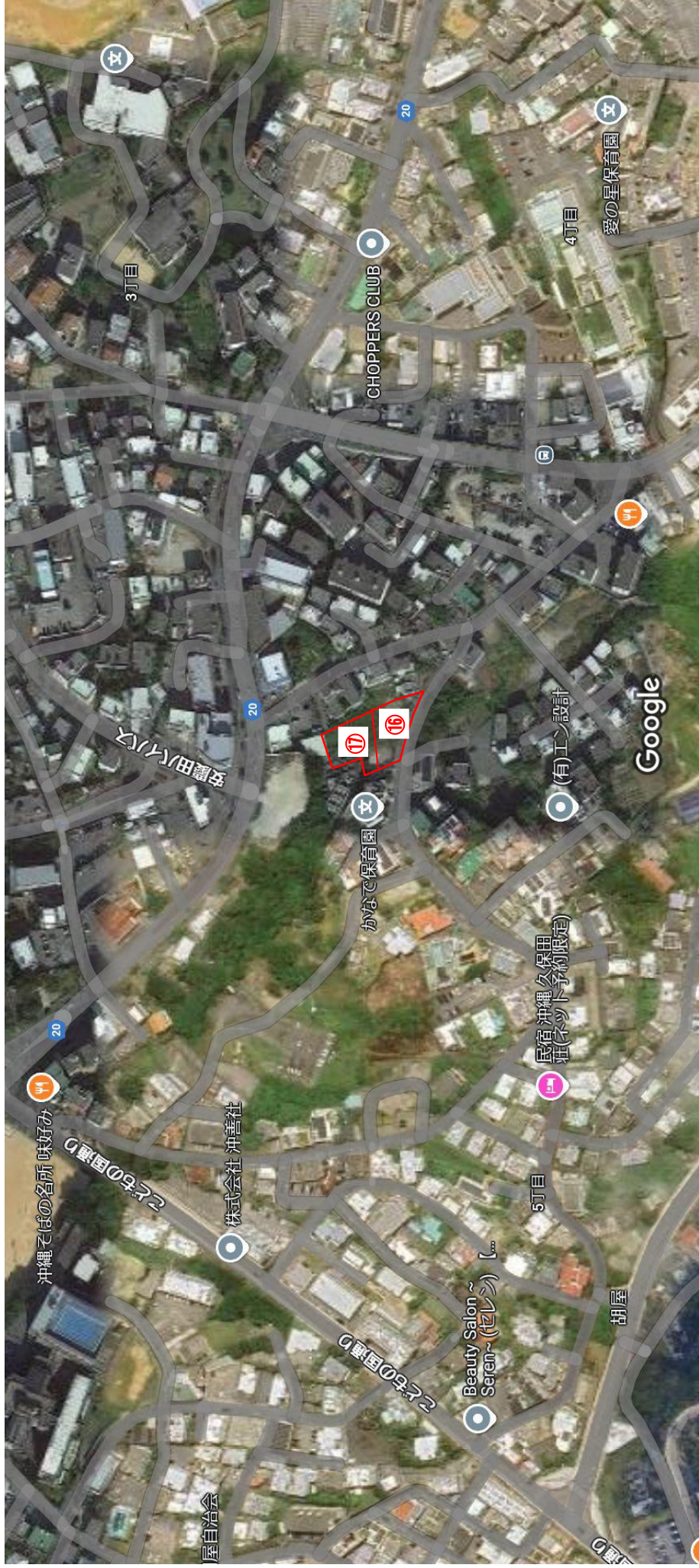


街路事業草刈清掃業務委託 (R7-1) 区域図No.1 2工区終点側 (沖縄市高原地内)



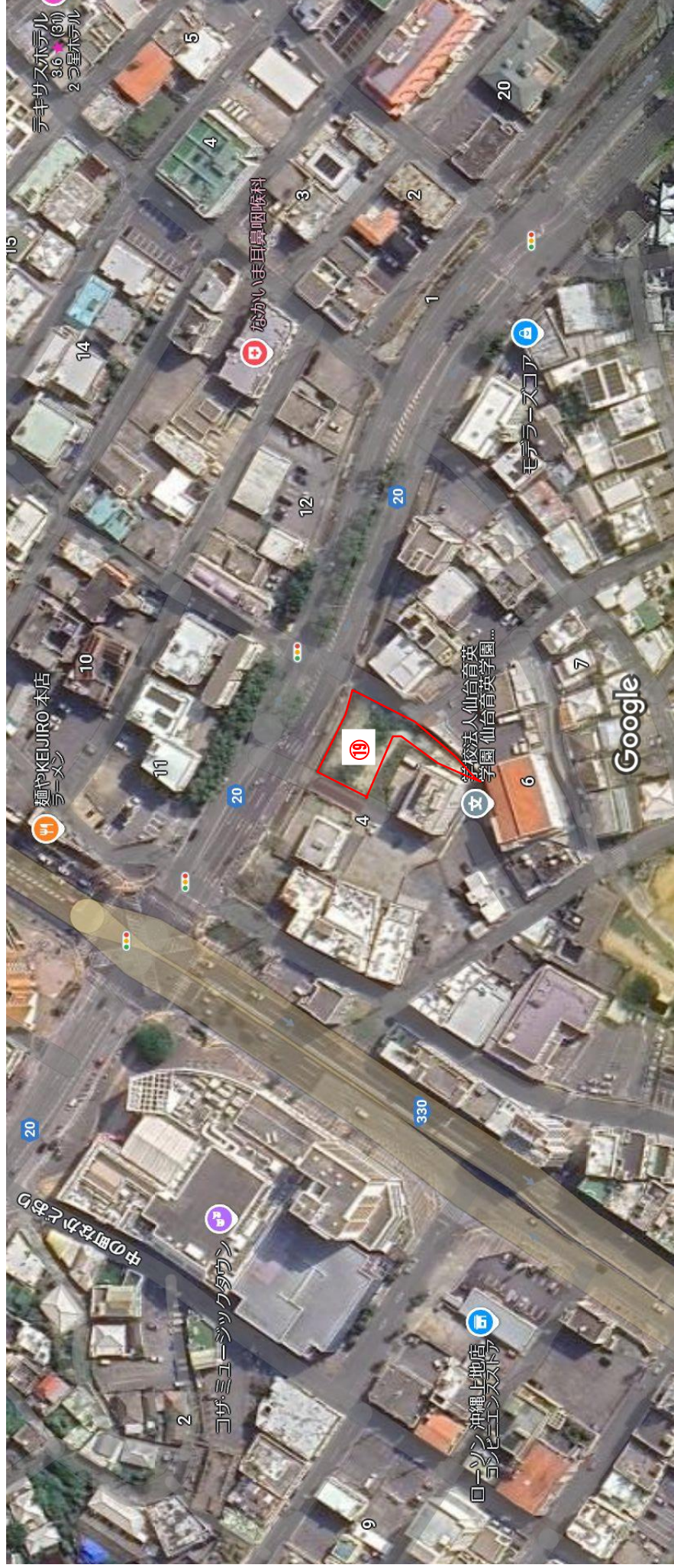
画像 ©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 50 m

Google 街路事業草刈清掃業務委託 (R7-1) 区域図No.2 2工区始点側 (沖縄市胡屋地内)



画像 ©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 50 m

Google 街路事業草刈清掃業務委託 (R7-1) 区域図No.3 1工区胡屋十字路口付近 (沖縄市胡屋地内)



契約締結予定の状況（令和7年度）

沖縄県土木建築部中部土木事務所

公表日：令和7年7月17日

	契約担当班	区分	業務名称	契約内容	契約締結予定日	履行期間 (予定)	契約相手方の決定方法及び選定基準	申請方法
1	中部土木事務所庶務班 TEL：098-894-6510	役務	街路事業草刈清掃業務委託 (R7-2)	街路事業道路予定地内の草刈、樹木 (低木)の伐木業務	令和7年7月28日	契約日の翌日 から 令和8年2月28日	【決定方法】 ①選定基準を満たしていること。 ②複数の団体から申請がある場合は、最も価格 の低い者と契約を締結する。 【選定基準】 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規 定する団体であること。 ②北谷町近隣に拠点を有し、業務の円滑な履行が可 能であること。	見積書提出 (令和7年7月25日)

仕 様 書

業務名 : 街路事業草刈清掃業務委託 (R7-2)
業務位置 : 中部土木事務所管内
履行期間 : 契約締結日の翌日～令和8年2月28日

本委託業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務内容及び範囲

- (1) 街路事業予定地内の草刈、樹木（低木）の伐木業務
・別添「街路事業草刈清掃区域図」参照
- (2) 除草・伐木した雑木等、廃棄物の搬出处分
・作業により集めた雑木等、廃棄物は即日搬出すること。

2 作業の実施方法

- (1) 作業実施にあたっては、火災・盗難・その他の事故が発生することのないよう充分留意すること。
- (2) 作業員は業務（作業）に専念し必要以外の箇所に立ち入らないこと。

3 業務計画書の作成

受託者は、業務の実施にあたり、業務計画書を作成し提出しなければならない。

4 業務遂行状況の報告

受託者は、毎月、業務の遂行状況を取りまとめ報告しなければならない。

5 業務着手及び完了届けの提出

- ・受託者は本業務に着手したときは、速やかに「業務着手届」を提出するものとする。
- ・受託者は本業務に完了したときは、速やかに「業務完了届」を提出するものとする。

6 安全対策

- ・作業にあたっては法令遵守し、作業員や歩行者等の第三者への安全対策に万全を期すること。

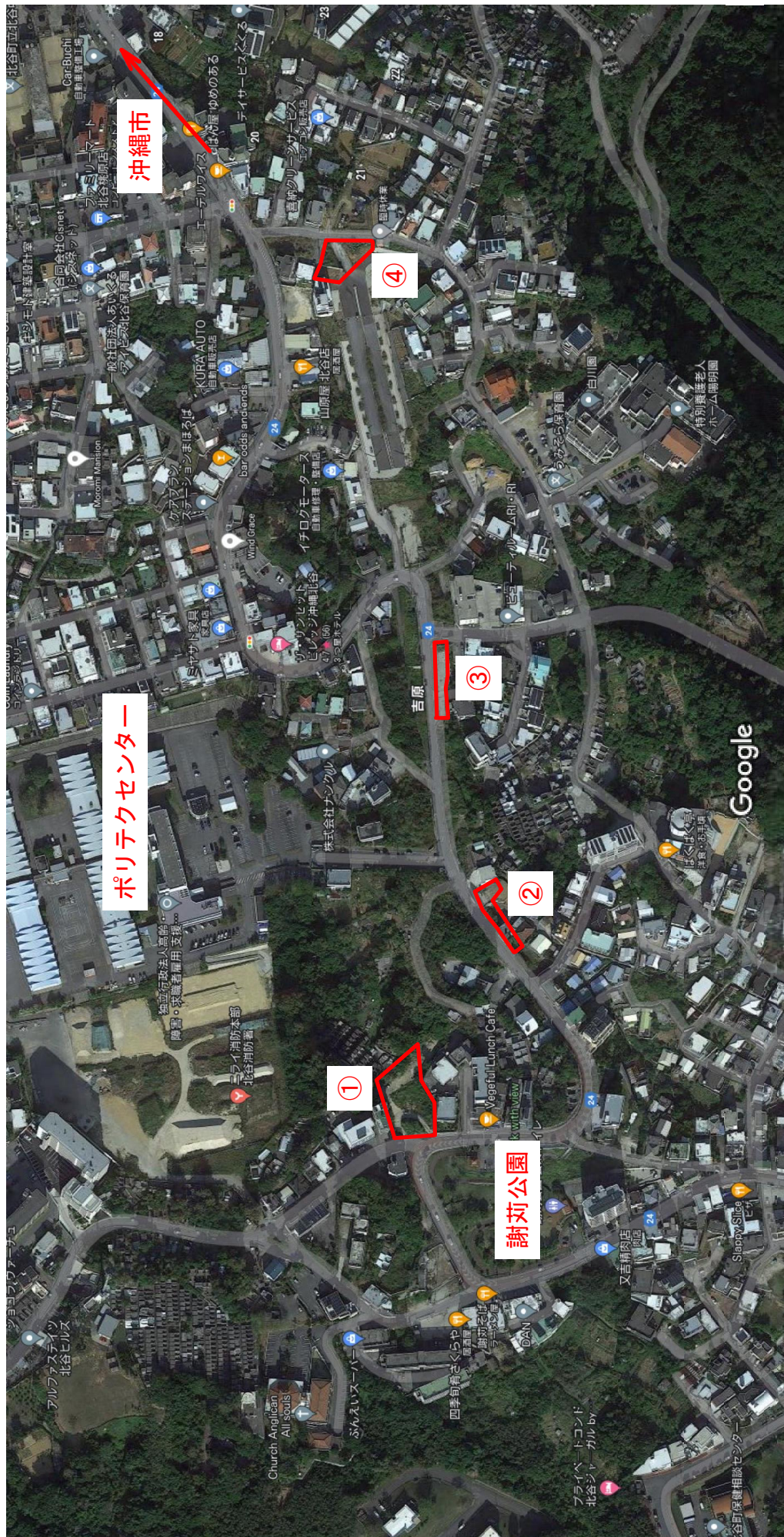
7 積算について

- ・刈草・伐木の処分の重量は、想定値のため実施に合わせ変更の対象とする。

8 その他

- ・この仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定める。

街路事業草刈清掃業務委託 (R7-2) 県道24号線バイパス草刈区域図 (北谷町吉原地内)



画像 ©2022 CNES / Airbus、Maxar Technologies、Planet.com、地図データ ©2022 50 m